

国民健康保険料 決定通知書の見方

国民健康保険料決定通知書には、「年間保険料」「徴収方法」「保険料率」「期別保険料額」「保険料算出の内訳」「軽減判定の状況」「国民健康保険の加入状況」等が記載されています。

697-8501
島根県浜田市
殿町1番地

浜田 太郎 様

1- 1

令和 2年度 国民健康保険料 決定通知書兼納入通知書

国民健康保険料を下記のとおり決定しましたので通知します。

令和 2年 6月13日

島根県浜田市長
久保田 章市

公印

①納付義務者

納付義務者	浜田 太郎
生年月日	昭和50年1月
世帯番号	0123456
通知番号	0123456
記号番号	02-01234567
金融機関	
口座種別	
口座名義人	
納付区分	

②通知番号
=問い合わせ番号

口座登録された方は、口座情報

③徴収方法

徴収方法	普通徴収
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
上記年金の年金額	
年間保険料	64,500 円
備考	5割軽減

④年間保険料

⑤軽減

1234

⑥保険料の
算出内訳

	医療分	支援金分	介護分
① 被保険者標準額 (円)	81,100	81,100	81,100
② 被保険者標準額 (円)	2	2	1
③ 所得割額 (円)	7,250	2,424	2,157
④ 均等割額 (円)	52,800	18,000	9,900
⑤ 平等割額 (円)	18,800	5,800	5,000
⑥ 均等割軽減額 (円)	26,400	9,000	4,950
⑦ 平等割軽減額 (円)	9,400	2,900	2,500
⑧ 限度超過額 (円)	0	0	0
⑨ 算定額 (円)	43,000	14,300	9,600
⑩ 月割増減額 (円)	0	0	-2,400
⑪ 年間保険料 (円)	43,000	14,300	7,200
(内退職分) (円)	0	0	0

⑦期別保険料額

	普通徴収額 (円)	普通徴収額の納期限
5月		
6月	1期 6,900	令和2年6月30日
7月	2期 6,400	令和2年7月31日
8月	3期 6,400	令和2年8月31日
9月	4期 6,400	令和2年9月30日
10月	5期 6,400	令和2年11月2日
11月	6期 6,400	令和2年11月30日
12月	7期 6,400	令和3年12月28日
1月	8期 6,400	令和3年2月1日
2月	9期 6,400	令和3年3月1日
3月	10期 6,400	令和3年3月31日
計	計 64,500	
合計	64,500	

⑪保険料率

⑧被保険者の加入状況
及び所得状況

氏名	加入月数	軽減基準所得金額	基準総所得金額	備考	料率	医療分	支援金分	介護分
浜田 太郎 (非)	12	0	9	411,100	81,100	8.94	2,99	2.66
浜田 花子	12	0	0			26,400	9,000	9,900
						18,800	5,800	5,000
						630,000	190,000	170,000

⑨非自発的失業者

⑩擬制世帯主、
特定同一世帯所属者
は金額なし

(1/1) 1234

他の健康保険料に加入している場合は、加入月数及び基準総所得金額の記載はありません。

軽減基準所得金額＝世帯主と被保険者全員の前年中の所得の合計額(65歳以上の方の公的年金所得は15万円を控除した金額、専従者控除は適用前の金額、分離譲渡所得は特別控除前の金額)です。

基準総所得金額＝被保険者の前年中の所得の合計額から基礎控除33万円を控除した金額です。ただし、雑損失の繰越控除は考慮されません。

国民健康保険料 決定通知書の見方

① 納付義務者

保険料の納付義務者である「世帯主」のお名前が記載されています。

② 通知番号（左側）＝問い合わせ番号

お電話や窓口で、保険料等についてお問い合わせの際には、以下の内容をお伝えください。

「氏名（必須）」

「生年月日」又は「通知番号（左側）」（*）

「連絡先の電話番号」

*氏名にあわせて、「生年月日」又は「通知番号（左側）」をお知らせいただくことで、迅速に該当者の情報を確認することが可能になります。ご協力をよろしく申し上げます。

③ 徴収方法

徴収方法が記載されています。

普通徴収…納付書や口座振替にて納付していただきます。

特別徴収…年金からの天引きにて納付していただきます。

特別徴収（普通徴収併用）…6～9月は普通徴収、10月からは特別徴収となります。

④ 年間保険料

1年間の保険料額が記載されています。

⑤ 「軽減」について

国民健康保険制度では、世帯所得が一定の基準以下の場合に保険料を減額する「軽減」制度があります。

この「軽減」の適用を受けるには、世帯全員が所得を申告していることが必要になります。所得の申告について、詳しくは税務課までお問い合わせください。

区分	保険料が軽減される世帯
7割軽減	前年中の所得が33万円以下の世帯
5割軽減	前年中の所得が33万円＋（28万5千円×被保険者数）以下の世帯
2割軽減	前年中の所得が33万円＋（52万円×被保険者数）以下の世帯

⑥ 保険料の算出内訳

保険料は世帯単位で算出します。「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護分」の内訳を記載しています。「介護分」は40歳以上65歳未満の方のみ算出し記載しています。

軽減がある世帯は軽減額が記載されています。

国民健康保険料 決定通知書の見方

⑦ 期別保険料額

各期に納付する保険料額を記載しています。

普通徴収の方（口座振替含む）は右側に金額が並び、6月から3月までの10期で保険料を納付書（または口座振替）にて納付していただきます。

特別徴収の方は左側に金額が並び、4月・6月・8月・10月・12月・2月の6期に分けて年金から天引きされます（4月・6月・8月は、令和2年2月徴収額と同額です）。

特別徴収（普通徴収併用）の方は右側と左側に金額が並び、6月から9月の4期は納付書で納めていただき、10月以降は年金からの天引きになります。

⑧ 被保険者の加入状況及び所得状況

被保険者の加入状況や所得状況（軽減基準所得金額、基準総所得金額）を記載してあります。

今年75歳になり、後期高齢者医療制度に該当（国保から離脱）する方は、あらかじめ75歳到達月の前月までの月割りで計算しています。

今年40歳になり、介護保険の第2号被保険者に該当する方には、40歳到達月時点で介護分を含んだ保険料を計算し、再度通知します。

⑨ 非自発的失業者

非自発的失業者（国保加入時などに申請いただいている場合）には、氏名欄の右端に「(非)」という記載があります。

※ 非自発的失業者に該当する場合、通知書の「軽減基準所得金額」及び「基準総所得金額」は、給与所得を100分の30とみなす前の金額を記載しています。保険料算定時は100分の30とみなした給与所得で計算しています。

⑩ 擬制世帯主、特定同一世帯所属者

擬制世帯主…世帯員に国保加入者がいる世帯で、自身は社会保険や共済保険などに加入している世帯主です。

特定同一世帯所属者…国保から後期高齢者医療制度へ移行した方です。

擬制世帯主、特定同一世帯所属者は、国保加入者ではないため所得割額の算定には含みませんが、**軽減判定所得の算定には含みます。**

⑪ 保険料率

賦課対象年度の保険料率、賦課限度額が記載されています。